

臨時福祉給付金、障害・遺族年金 受給者向け給付金を支給します

●申込・問合せ先 福祉課地域福祉係(東別館1階) ☎72-2111内線445

消費税率引き上げによる影響を考慮し、平成27年度に引き続き「臨時福祉給付金」を支給します。これに加えて、「障害・遺族年金受給者向け給付金」を支給します。

支給の対象となる可能性がある人に、8月下旬～9月上旬にかけて申請書を送付しますので、次の対象に該当する人は申請してください。

「臨時福祉給付金」 1人3,000円

対象 平成28年度の市民税(均等割)が課税されていない人

※ただし、課税されている人に扶養されている人や生活保護の受給者などは対象外です

「障害・遺族年金受給者向け給付金」 1人30,000円

対象 臨時福祉給付金の支給対象者で、平成28年5月分の障害基礎年金・遺族基礎年金などを受給している人

※ただし、高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)の受給者は対象外です

申請期間 平成28年 **9月1日**(木)～平成29年 **1月6日**(金)

必要書類 ①申請書②本人確認書類(運転免許証、健康保険証などの写し)

③預金通帳またはキャッシュカードの写し

※申請書送付の際に、返信用封筒を同封します

※平成28年1月1日時点で小郡市に住民登録がない人は、同日に住民登録がある市町村での申請となります

※配偶者からの暴力を理由に避難している人や児童福祉施設等に入所している児童などで、小郡市へ住民票を移すことができない場合でも、一定の要件を満たす場合は、小郡市での申請が可能ですのでご相談ください

支給対象診断チャート

○臨時福祉給付金

1. 平成28年度の市民税(均等割)は課税されていますか？

いいえ ↓ はい → 支給対象ではありません

2. 平成28年度分の市民税(均等割)が課税されている人に生活の面倒を見てもらっていますか？(扶養されていますか？)

いいえ ↓ はい → 支給対象ではありません

3. 生活保護を受けていますか？

いいえ ↓ はい → 支給対象ではありません

臨時福祉給付金の支給対象となる可能性があります

○障害・遺族年金受給者向け給付金

1. 臨時福祉給付金の支給対象者ですか？

はい ↓ いいえ → 支給対象ではありません

2. 平成28年5月分の障害基礎年金または遺族基礎年金を受給しましたか？

はい ↓ いいえ → 支給対象ではありません

3. 高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)を受給しましたか？

いいえ ↓ はい → 支給対象ではありません

障害・遺族年金受給者向け給付金も支給される可能性があります

給付金を装った
「振り込め詐欺」や
「個人情報の搾取」に
ご注意ください！

◆市や国が、支給のためにATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることはありません

◆市や国が、「臨時福祉給付金」や「障害・遺族年金受給者向け給付金」の支給のために、手数料などの振込みを求めることはありません

確認じゃ！

